

第1章 地球温暖化防止に取り組む

第1節 温室効果ガスの排出量削減

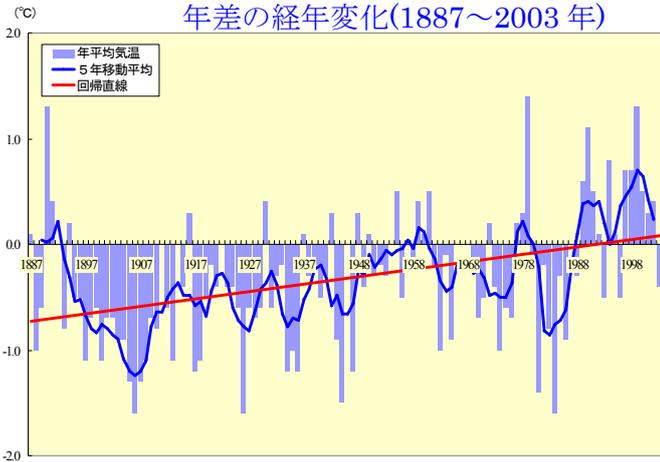
1. 現況と課題

(1) 気候変動

1906年～2005年の100年間に地球の平均気温は0.74℃(*気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書(2007年)による)上昇しています。

県内の銚子気象台における観測記録をみても20世紀初頭からの100年間で約1℃上昇しており、これは日本におけるここ100年間の傾向と同様です。

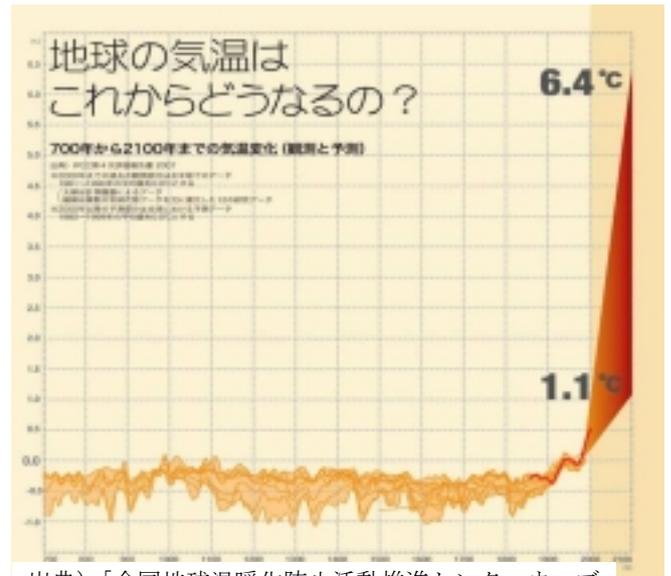
図表 1-1-1 銚子気象台における年平均気温の年差の経年変化(1887～2003年)



IPCC第4次評価報告書では、1980～1999年に比べ、21世紀末の平均気温上昇は、環境の保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては約1.8℃(1.1～2.9℃)である一方、化石エネルギーを重視しつつ高い経済成長を実現する社会では約4.0℃(2.4～6.4℃)と予測されています。

また、平均海面水位上昇(18～59cm)、熱帯低気圧の強度上昇、積雪面積や極域の海氷の縮小なども予測されています。

図表 1-1-2 700年から2100年までの気温変化



出典)「全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより (<http://www.jccca.org/>)」

(2) 気候変動の影響

IPCC第4次評価報告書では、気候変動が自然環境及び人間環境に及ぼす、既に生じている主要な影響として、

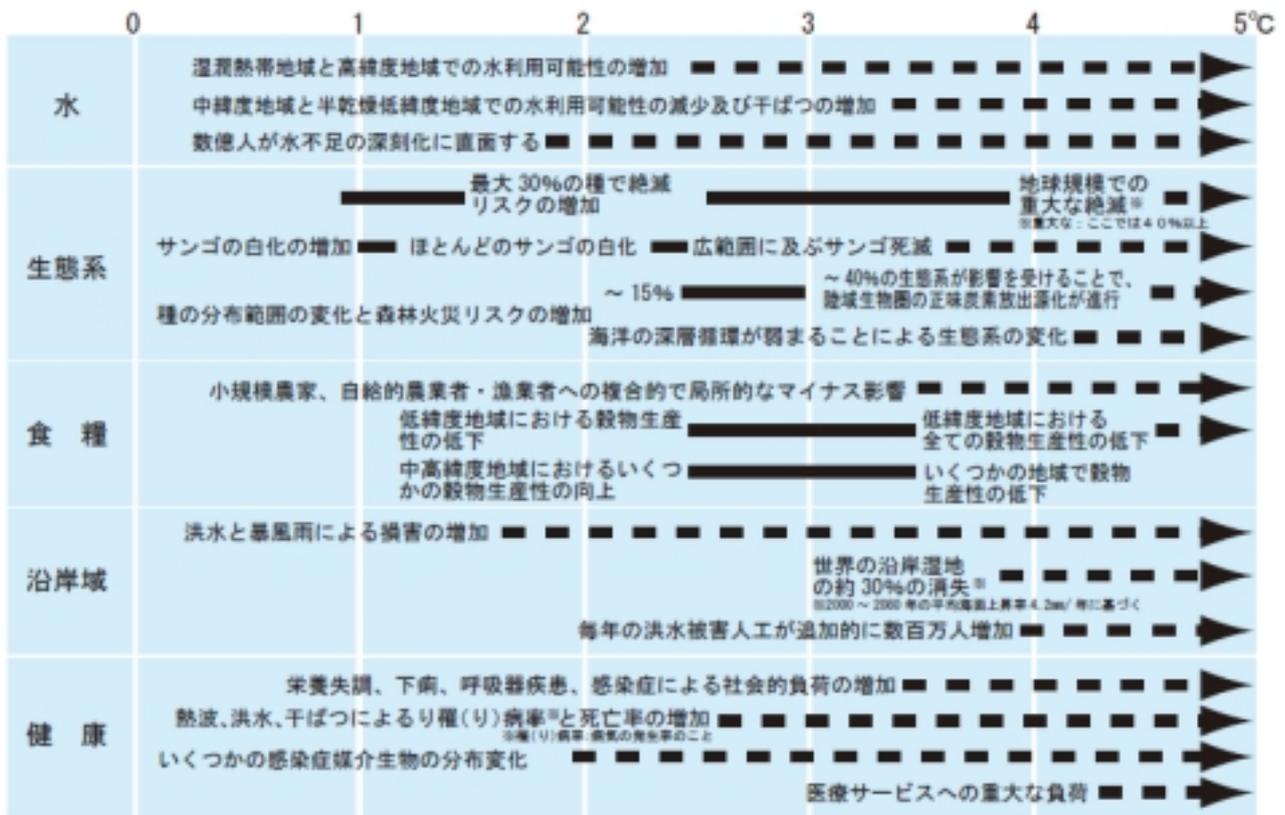
- 氷河湖の増加と拡大
- 永久凍土地域における地盤の不安定化
- 山岳における岩なだれの増加
- 春季現象(発芽、鳥の渡り、産卵行動など)の早期化
- 動植物の生息域の高緯度、高地方向への移動
- 北極及び南極の生態系(海水生物群系を含む)及び食物連鎖上位捕食者における変化
- 多くの地域の湖沼や河川における水温上昇
- 熱波による死亡、媒介生物による感染リスクが挙げられています。



温暖化によって海没が心配されるサンゴ礁の島々
中部太平洋マーシャル諸島マジェロ環礁(上空より)
(1999.5.20 島田興生)「全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより (<http://www.jccca.org/>)」

図表1-1-3 世界平均気温の上昇による主要な影響

(影響は、適応の度合いや気温変化の速度、社会経済シナリオによって異なる)



1980-1999年に対する世界年平均気温の変化 出展) IPCC第4次評価報告書第2部作業部SMPの概要

また、今後の気候変化に対して予測される世界的な影響は、世界平均地上気温の上昇量毎に図表1-1-3のとおりと予測されています。

図表の黒い線は影響間の関連を表し、破線の矢印は気温上昇に伴って影響が継続することを示しています。記述の左端は影響が出始めるおおよその位置を示しています。

(3) 千葉県の生物多様性への影響

気候変動による千葉県の自然環境と生物多様性に及ぼす影響として、

【気温の上昇】

- 県北部に多く分布するコナラ・イヌシデ等の落葉広葉樹林やアカマツ林から、照葉樹林(シイ・カシ林等)への遷移の加速
- 落葉広葉樹林の減少に伴い、そこを生息・生育地とする生物の減少
- カタクリ、ヒメコマツ等の冷温帯に分布の中心を持つ北方系の生物の減少・絶滅



房総丘陵の尾根に生育するヒメコマツ

- 分布域が千葉県には達しない、あるいは房総半島南部を分布北限とする南方系の生物の増加・分布拡大
- 熱帯や亜熱帯に分布の中心を持つ南方系の外来種の侵入・定着と、これに伴う新たな感染症の拡大

【海面水位の上昇による砂浜の水没】

- 海浜植生（ハマヒルガオ、コウボウムギ等）の減少
- アカウミガメやコアジサシの産卵場所の減少



ハマヒルガオ、コウボウムギなどが生育する海浜植生

【海水温の変化・海流の変化】

- 魚類等の海生生物の分布の変化

【地球温暖化による総合的な影響】

- 生態系のバランスの変化が考えられます。

気候変動が千葉県の環境をどのように変化させ、それが生物にどのように影響するのか、様々な側面から見極めるとともに、対策を講じていく必要があります。

（４）温室効果ガスの排出

地球温暖化の主な原因は、二酸化炭素などの*温室効果ガスの排出であると考えられており、地球環境を保全するため、国際社会全体で、その削減に向けた取り組みが進められています。

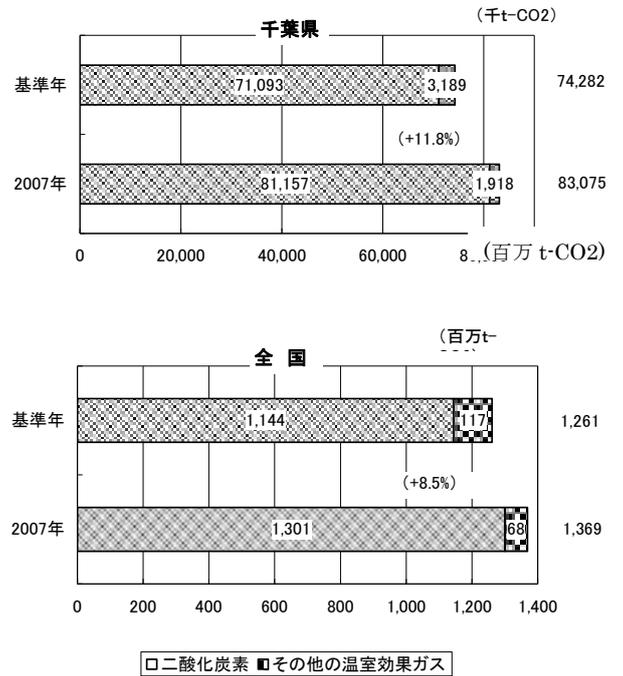
我が国は、*京都議定書で、2008年から2012年までの間に、温室効果ガスの排出量を基準年（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素については1990年、HFC、PFC及び六ふっ化硫黄については1995年を示す。）と比べて6%削減することを、国際的に約束しています。

この実現のために国をあげて取り組んでいかなければなりません。2007年における千葉県の温室効果ガスの排出量は、8,308万t（二酸化炭素換算）であり、基準年と比べると11.8%増加しています。

この排出量は、全国の2007年の排出量の6.1%に相当します。

図表 1-1-4 温室効果ガス排出量の推移

(千t-CO2)

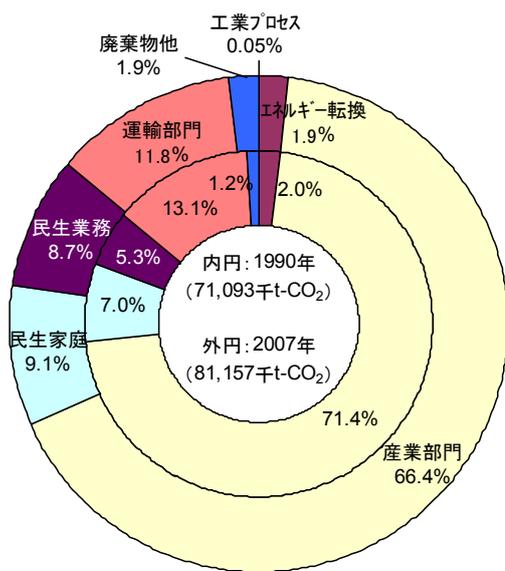


図表 1-1-5 千葉県温室効果ガス排出量の推移

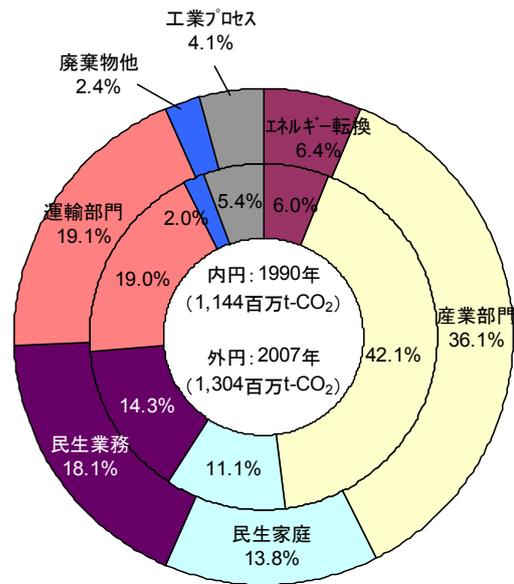
単位：千t-CO2

	基準年	2005	2006	2007
二酸化炭素	71,093	79,658	77,193	81,157
メタン	886	526	522	515
一酸化二窒素	1,226	1,238	1,292	1,155
HFC	185	108	71	114
PFC	145	62	87	68
SF6	747	73	89	66
合計	74,282	81,665	79,255	83,075
基準年比	100.0%	109.9%	106.7%	111.8%

2007年の千葉県の温室効果ガス排出量の97.7%を二酸化炭素が占めており、これをさらに部門別にみると、東京湾沿いに素材産業を中心とした製造業が集積していることなどから、産業部門の占める割合が66.4%（全国36.1%）と高くなっていることが本県の特徴となっています。



千葉県



全国

図表 1-1-6 千葉県及び全国の部門別二酸化炭素排出構成比

特に、県民の生活に直接関わる、店舗・事務所など「業務系」(本県 88.2%、全国 44.0%)及び「家庭系」(本県 48.6%、全国 41.7%)の増加率が著しくなっています。

温室効果ガスの排出を抑制するためには、一人ひとりの県民、一つひとつの事業所が、限りある地球の資源を「大切に、じょうずに」使うことを常に考え、ライフスタイルや事業活動を見直していかなければなりません。

このため、県民や事業者の意識改革や実践活動を促進するとともに、それぞれが、自主的かつ積極的に、そして連携して取り組むことができる仕組みづくりを進めていくことが重要です。

図表 1-1-7 千葉県の二酸化炭素排出量 (千 t-CO₂)

	1990年	2007年	増加率
エネルギー転換	1,454	1,554	+ 6.9%
産業部門	50,742	53,876	+ 6.2%
民生家庭系	4,997	7,424	+48.6%
民生業務系	3,759	7,073	+88.2%
運輸部門	9,315	9,613	+ 3.2%
廃棄物部門他	826	1,577	+90.9%
工業プロセス	0	39	—
合計	71,093	81,157	+14.2%

図表 1-1-8 全国の二酸化炭素排出量 (百万 t-CO₂)

	1990年	2007年	増加率
エネルギー転換	68.3	83.0	+21.5%
産業部門	482	470.9	+2.3%
民生家庭系	127	180	+41.7%
民生業務系	164	236.2	+44.0%
運輸部門	217	249.2	+14.8%
廃棄物部門他	22.7	30.8	+35.5%
工業プロセス	62.3	53.7	-13.8%
合計	1,144	1,304	+14.0%

2. 県の施策展開

(1) 地球温暖化防止対策の総合的推進

県では、本県の地域特性に応じて、地球温暖化対策の推進に関する基本的方向を示すとともに、各分野における排出削減目標、吸収量、目標達成のための方法、推進体制の整備等を盛り込んだ「千葉県地球温暖化防止計画」を定めており、18年6月にその見直しを行いました。この計画を本県の指針として、各主体との連携・協働を図りながら、総合的・計画的な地球温暖化防止対策の推進を図っています。

また、県自らの事務・事業による温室効果ガスの排出削減等に向けた取組を計画的に実行するため、19年3月に「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第2次）～」を策定し、削減に取り組んでいます。

ア 千葉県地球温暖化防止計画の推進

(ア) 計画の目標

18年に改正された千葉県地球温暖化防止計画では、県の温室効果ガス排出量の97%以上を占め、増加傾向にある二酸化炭素を対象として、家庭、事務所等、運輸、製造業の4つの部門について、原単位による削減目標を設定しました。

【家庭】 2010年において、家庭1世帯当たりのエネルギー使用量、自家用車1台当たりの燃料使用量、1人当たりのごみ排出量を、2002年から10%削減する。

【事務所等】 2010年において、床面積1㎡当たりのエネルギー使用量を、基準年から5%削減する。

【運輸】 2010年において、貨物自動車1台当たりの燃料使用量を、2002年から5%削減する。

【製造業】 業界団体の削減目標に準拠し、2010年において、出荷額等当たりのエネルギー消費量等を基準年又は2002年から10%削減する。

(イ) 目標達成のための施策の推進

計画では、目標達成に向け、家庭生活における二酸化炭素削減、事業活動における温室効果

ガス削減、交通における二酸化炭素削減、新エネルギーの導入促進、県自らの率先行動の推進、森林吸収源の確保等のための各種施策を定め、推進に努めているところです。

イ 県民・事業者等の自主的取組の推進

県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、13年2月に財団法人千葉県環境財団を「千葉県地球温暖化防止活動推進センター」に指定するとともに、地球温暖化防止活動推進員(22年3月末現在502名)を委嘱し、地球温暖化に関する情報を収集・提供し、県民や事業者、民間団体の活動を支援しています。

このことにより、県はもとより市町村、県民、事業者、民間団体などが共通の認識に立ち、それぞれの役割分担のもとに、自主的に、また連携協調して取組を継続、拡大していくこととしています。

21年度は地球温暖化防止活動推進員による地域での「ちばCO2CO2ダイエット出前講座」を43回開催し、1,844人の参加を得ました。

ウ 国や他自治体と連携した啓発

国の地球温暖化対策推進本部では、温室効果ガス6%削減の達成に向け、国民一丸となって取り組む地球温暖化防止国民運動「チーム・マイナス6%」(22年1月14日から「チャレンジ25キャンペーン」に引継ぎ)を推進しています。

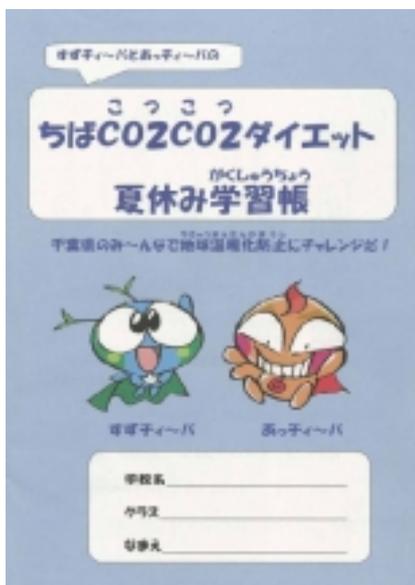
千葉県は、地域から地球温暖化の防止に貢献するため、「チーム・マイナス6%」に登録しましたが、引き続き「チャレンジ25キャンペーン」に登録し、国と連携した啓発活動を実施しています。

また、首都圏の八都県市(現九都県市)で協調した取組として、20年度に引き続き、県民、市町村、事業者に対し「夏・冬のライフスタイルの実践キャンペーン」への協力を呼びかけるとともに、7月7日に、県民や事業者、千葉市と協働し、一斉に庁舎の消灯などの温暖化防止活動を実践する「地球温暖化防止一斉行動(エコウェーブ)」を実施しました。

(2) 家庭生活における二酸化炭素排出削減対策の推進

21年度は、「ちばCO2CO2 ダイエットファミリーキャンペーン」を実施しました。その中で、不要な電気を消す等の省エネ行動を取ることを宣言する「CO2CO2 ダイエット宣言書」への署名を求めました。県内42箇所でキャンペーン等を実施し、16,726人から宣言を得ました。

また、全小学校の5年生を中心に「ちばCO2CO2 ダイエット夏休み学習帳」を配布し、家庭での取組を進めてもらいました。



その結果、合計で24,176人の県民がCO2削減のための取組宣言を行うなど、温暖化対策への積極的な参加を得ました。

(3) 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法、20年5月改正)改正法及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」(温対法、20年6月改正)改正法が施行され、広範な事業者を対象とする温室効果ガス排出量報告制度が盛り込まれました。

これにより、温室効果ガス排出の詳細な把握が可能になるとともに、自主的取組のための基盤が確立され、計画的な温室効果ガスの削減が期待されます。

また、県がコーディネーター役となり、日本最大の素材・エネルギー型産業の集積地域であり、本県の工業出荷額の5割以上を占める京葉臨海コンビナート地域の持続的な発展を目標に「エネルギー

フロンランナーちば推進戦略」を19年6月に取りまとめました。

戦略では、個別企業の壁を越えた異業種連携を進め、未利用エネルギーや資源を有効活用する新たな省エネルギーシステムを導入することで、競争力強化と二酸化炭素削減効果を見込んでいます。

21年度には、オフィスや事務所等での事業者の自主的取組を促すために、CC(Cool Corporation) チャレンジキャンペーンを実施し、113事業所から取組宣言を得ました。

様式
地球温暖化防止のための自主的取組宣言書

平成 年 月 日

事業者(事業所・店舗)の名称
(所在地、担当者・連絡先)
事業者の所在地

私は、地球温暖化防止に資する取組を行うことを宣言します。

取組

1 温暖化防止に資する自主的取組

(1) 使用しないOA機器の電源を切ることを徹底する。
(2) 休み時間には、消灯する。
(3) 空調の併用や断熱対策は必要最小限とする。
(4) 室温設定は25℃以上、暖房設定は19℃以下に設定する。
(5) オールビズ、ウォームビズを実施する。
チェック項目
(6) 電気機器は、省エネ型のトップランナー基準に適合する機器とする。
(7) できるだけエネルギーを無駄にせず、無駄を利用する。
(8) エコドライブを実施する。
(9) できるだけ公共交通機関を利用する。
(10) コピーについては、両面印刷・裏面使用を徹底する。
(11) 事務用品については、グリーン購入を徹底する。
(12) 節水に努める。
(13) エコペーパーの取組に努める。
(14) 廃棄物の発生抑制に努める。
(15) その他の取組

2 県の取組への協力

3 宣言した事業者(事業所、店舗)の名称は、県のホームページで公表します。
公表を希望しない場合は、右の欄に○を記入してください。

公表を希望しない

左記の県民の取組宣言と合せて試算すると、2,636 t/年の削減効果がありました。

(4) 交通における二酸化炭素排出削減対策の推進

県では、交通における二酸化炭素排出を削減するために、地球温暖化防止計画、自動車交通公害防止計画等に基づいて、低公害車等の普及促進、エコドライブの推進、自動車交通量の抑制などの対策を推進しています。

燃費が良く、排気ガスに含まれる窒素酸化物等の大気汚染物質が少ない自動車は、温室効果ガスである二酸化炭素の排出も少ないことから、燃費

基準や大気汚染物質の排出ガス規制に適合した低燃費かつ低排出ガス車を、県が率先導入するとともに、民間事業者への普及促進を図ってきたところです（P118「低公害車の普及促進」参照）。

また、誰でも取り組み、自動車運転時の環境負荷低減に効果がある方法として、「エコドライブ」を推進しています（P118「エコドライブの推進」参照）。

これらの対策については、県単独で推進するだけでなく、八都県市で連携して取り組んでいます。

さらに、自動車交通量を抑制するために、貨物輸送等に当たっては、環境に配慮した輸送体系への転換を図る物流対策、人の移動に当たっては、公共交通機関の活用などを図る人流対策を進めています（P119「交通量抑制対策」参照）。

（５）新エネルギーの導入促進等

県では、化石燃料に代わるエネルギーとして、太陽光発電や風力発電をはじめとした新エネルギーの導入促進を、千葉県地球温暖化防止計画の重点プロジェクトの一つに位置づけ、県有施設への導入や県内への普及を図ることとしています。

これまでの県有施設への導入実績は図表 1-1-9 のとおりです。

図表 1-1-9 県有施設の導入実績

新エネルギー (種類)	場 所 (施設規模)
太陽熱利用	千葉リハビリテーションセンター(千葉市) (740m ² 1基)
	国際総合水泳場(習志野市) (118.3m ² 1基)
太陽光発電	実籾高校(習志野市) (0.087kW 1基)
	ちば野菊の里浄水場(松戸市) (57kW 1基)
	警察本部新庁舎(千葉市) (8.2kW 1基)
	幕張メッセ(千葉市) (3.24kW 2基)
風力発電	袖ヶ浦海浜公園(袖ヶ浦市) (250kW 1基)
	千葉工業高校(千葉市) (0.6kW 1基) (0.76kW 1基)
	千葉西高校(千葉市) (4kW 1基)

	環境研究センター(市原市) (0.3kW 1基)
中小 水力発電	幕張給水場(千葉市) (350kW 1基)
	妙典給水場(市川市) (300kW 1基)

特に、本県はバイオマス資源を利用する上で高いポテンシャルを有していることから、15年5月に「バイオマス立県ちば推進方針」を策定し、バイオマス利活用の推進を図っています（P96「バイオマス立県ちばの推進」参照）。

また、新エネルギー産業は、本県の自然環境や臨海部、内陸部の特色ある産業集積を活かすことのできる成長性の高い、有望な産業分野と考えられることから、18年10月に「千葉県新エネルギー産業の集積促進に向けたプラン」を策定し、企業、大学、行政の連携により技術開発や実証試験の実施を目指す「千葉県新エネルギー産業振興協議会」の設立や中小企業による新エネルギーの技術開発・実用化に向けた支援など、総合的に新エネルギー産業の振興に取り組んでいます。

（６）県自らの率先行動の推進

県は職員数や事業量などからみて、県内において有数の経済主体であり、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を削減することが必要です。また、地域の事業者等に環境保全活動を促す立場から、率先して環境に配慮した取組を実践することが求められています。

そこで、県では、14年8月に「千葉県地球温暖化防止対策実行計画」を策定し、県自らの事務・事業により温室効果ガスの排出削減等に向けて、計画的に取り組んできたところですが、計画の目標期間の終了に伴い、新たに「千葉県庁エコオフィスプラン～千葉県地球温暖化防止対策実行計画（第2次）～」を策定し、引き続き、取組を推進することとしています（P187「千葉県庁エコオフィスプラン」参照）。

本計画の重点的な取組の一つとして、柏市にある「さわやかちば県民プラザ」において、県内の公共施設では初めてとなる*E S C O事業を20年4月から運用を開始しました。今後、県としての

ESCO事業導入に係る経験やノウハウを積極的に事業者等に提供し、民間における導入促進努めることとしています。

マネジメントシステムの中で定め、実施するとともに、県職員の意識啓発に努めています（P185「環境マネジメントシステム」参照）。

このほか、具体的な取り組みについては、環境

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
家庭における県民1人1日あたりの二酸化炭素排出量			
電気・ガスの使用等家庭内のエネルギー消費に伴う排出量	1日あたり 3.17kg (14年度)	1日あたり 3.33kg (19年度)	1日あたり 2.60kg (30年度)
上記に自家用自動車の使用・ごみ（一般廃棄物）の排出等に伴う排出量を含めた数値	1日あたり 6.62kg (14年度)	1日あたり 5.94kg (19年度)	1日あたり 5.50kg (30年度)
日常生活における取組状況（アンケート調査により実施している人の割合）			
レジ袋（ポリ袋やビニール袋）をもらわない	12.6% (18年度)	23.6% (21年度)	80% (30年度)
節電に努める	59.1% (18年度)	53.0% (21年度)	100% (30年度)
車の運転時は、急発進・急加速をしない	77.0% (16年度)	51.1% (21年度)	100% (30年度)
県の公用車購入時における低公害車※の占める割合	96.6% (17年度)	89.2% (20年度)	100% (毎年度)
千葉県総エネルギー量に占める新エネルギーの割合	0.6% (15年度)	—	6% (30年度)

※県の環境配慮物品調達方針で定める自動車で、環境に優しい低燃費かつ低排出ガス車。

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、施策を着実に推進し、目標の達成を図る。

家庭における二酸化炭素排出量は1990年比では依然高い増加率となっているものの、基準年（2002年）との比較では、一般廃棄物と自動車使用を含めた排出量は減少しています。

日常生活における環境に配慮した取組については、レジ袋をもらわない人の割合は基準年度に比べ増加しています。近年、環境問題への関心の高さにも関わらず、実際の行動に結びついていない項目もあり、引き続き、県民一人ひとりの行動を促進するための仕組みづくりや普及啓発が必要です。

県の公用車購入時における低公害車の占める割合は、平成17年10月の排出ガス規制の変更により、適合車が減ったことから基準年度に比べると低下しているものの、18年度の75.0%からは増加しています。新エネルギーの割合については、22年度に調査する予定です。

第2節 森林などによる二酸化炭素吸収の確保

1. 現況と課題

森林は、その成長の過程で大気中の二酸化炭素を吸収し炭素を貯蔵するものであり、地球温暖化防止に重要な役割を担っていますが、吸収源として算入されるためには、間伐などによって、適正に管理されることが必要です。

本県の森林面積は、県土の約3分の1に相当する約16万1千ヘクタール（20年度）であり、このうち「*育成林」及び「*天然生林のうち*保安林等」の約7万ヘクタールは、適正な管理が行われれば、京都議定書において森林吸収源として算定可能な森林です。

しかしながら、木材価格の低迷による林業生産活動の減退や担い手の不足により、実際に整備が行われている森林は減少してきています。

本県の森林の大部分は私有林です。

地球温暖化を防止するためにも、森林所有者の森林離れ状態を解消し、森林が将来にわたって計画的に整備されるようにしていかなければなりません。

このためには、森林整備への支援強化をはじめ、林業労働力の確保や木材利用の促進などの林業・木材産業の活性化に取り組むとともに、市町村と連携し、地域住民や企業が参加する*里山保全活動を展開していくことも必要です。

また、都市やその周辺の緑地は、身近な二酸化炭素の吸収源であるとともに、蒸散作用により気温の上昇を抑える効果があることから、*ヒートアイランド現象の緩和にも有効といわれており、都市緑化を地球温暖化防止対策として、積極的に推進していくことも重要です。

2. 県の施策展開

(1) 健全な森林整備・保全対策の推進

県では、15年10月に「森林吸収源対策推進プラン」を策定し、京都議定書において吸収源の算入対象として認められた育成林の健全な整備、保安林等の適切な管理・保全及び県産木材の利用拡大等の取組の推進を図ることとしており、18年6

月に改定した「千葉県地球温暖化防止計画」においても、森林等による吸収量を見込んでいます。

20年1月には、これまでの森林の保全や整備の経緯と現状を踏まえ、「千葉県森林吸収量確保推進計画」を策定し、自然的社会的条件に応じた森林吸収源の保全と強化のためのあらゆる措置を講じ総合的に取り組むこととしています。

また、県では15年3月に全国に先駆けて里山条例を制定し、県民や市民活動団体、企業などの里山活動を支援しているほか、県内各地で、1日里山体験を開催し、植樹や下草刈りなどの活動を実施しています（P49「健全な森林整備・保全対策の推進」参照）。

(2) 木材資源の有効利用対策

森林吸収量の確保のためには、木材及び木質バイオマス利用の促進が必要です。

「千葉県森林吸収量確保推進計画」では、住宅の新築、増改築や、学校校舎等の増改築などにおける県産木材の利用推進、公共施設等の木造化による木材利用の推進、公共工事への間伐材の利用促進に取り組むこととしています。

また、木材を利用することが森林の保全整備につながり、同時に循環を基調とする社会経済システムの構築に資することについて、広く県民に普及・啓発するとともに、バイオマスエネルギー源としての利用を促進することとしています。

なお、未利用木質資源の製品及びエネルギーとしての有効利用を推進するため、21年度は大学等の研究機関や地元事業体等と連携して共同研究を行うとともに、県の専門機関では、i 農林総合研究センターにおいて、梨の剪定枝を中心とした木質系バイオマスの利活用技術の開発、ii 畜産総合研究センターにおいて、畜産ふん等畜産系バイオマスの高度資源化技術の開発等、各種の試験・研究に取り組みました。

(3) 都市の緑化対策

「千葉県地球温暖化防止計画」では、森林とともに、都市公園の整備などの都市緑化等による吸収量を見込んでいます。

都市公園や緑地は、人々に潤いや安らぎをもたらすとともに、レクリエーション活動や自然とのふれあいの場として、また、災害時の避難場所など防災拠点としてだけでなく、地球温暖化防止対策としての役割も果たしています。

そのため、多様な機能を有する都市公園等の整備や緑地の保全を進めるとともに、市町村による「緑の基本計画」の策定について助言等を行い、都市緑化の推進に努めています（P59「都市の緑化対策」参照）。

3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標	
地球温暖化防止に資する人工林の間伐実施面積	636ha (18年度)	1,033ha [※] (21年度)	800ha (21年度)	4,450ha [5カ年累計] (24年度) 更なる面積の増加 (30年度)
1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口)	6.02 m ² /人 (17年度) [参考] 全国 (H17) 9.1 m ² /人	6.31 m ² /人 (20年度) [参考] 全国 (H20) 9.6 m ² /人		全国平均値に近づけます (30年度)

※育成天然林を含む。

《評価》

間伐については、目標達成に向け計画どおりの面積を実施。

1人当たり都市公園面積については、基準年度と比べて全国平均値との差は拡大しているが、施策の推進に努めることにより目標の達成を目指す。

間伐については、計画どおり実施面積は増加しており、今後も引き続き計画的に進めていきます。本県の1人当たり都市公園面積は、基準年度から増加しているものの、全国平均値との差は拡大しています。今後も県及び市町村による都市公園の整備を促進することにより、全国平均値に近づけるよう努めます。

第3節 オゾン層保護のためのフロン対策

1. 現況と課題

地球大気の成層圏にある*オゾン層は太陽光に含まれる有害な紫外線を吸収する役割を果たしており、オゾン層が破壊されると、皮膚がんや白内障、免疫低下など人体への被害や生態系への悪影響が懸念されます。

オゾン層の破壊は、冷蔵庫やエアコンの冷媒などに使用されている*フロン類などのオゾン層破壊物質の大気放出によって進むことが明らかになっています。

オゾン層破壊物質については、国際的に生産量及び消費量を段階的に削減することとされており、特にオゾン層の破壊に関係が深いとされる*特定フロンなどは日本を含む先進国では製造及び使用等ができなくなっています。

しかし、市中にすでに出回っている冷蔵庫等の冷媒として使用、貯蔵されているものが、いまだに多く存在しています。

国内でのフロン類の回収については、*家電リサイクル法(13年4月施行)、*フロン回収破壊法(14年4月施行)、*自動車リサイクル法(17年1月完全施行)により、それぞれの製品に含まれるフロン類の回収が義務付けられています。

しかしながら、国の試算によると、業務用冷凍空調機からのフロン類の回収率は3割程度に留まっているとされ、19年10月に改正フロン回収破壊法が施行され、回収の強化が図られました。

地球環境保全の観点から、オゾン層保護は重要であり、法律に基づくフロン類の回収を県全体で徹底していく必要があります。

(1) オゾン層の状況

フロン類などのオゾン層破壊物質は安定した性質を持ち、地表近くではあまり分解されず、成層圏にあるオゾン層に到達します。

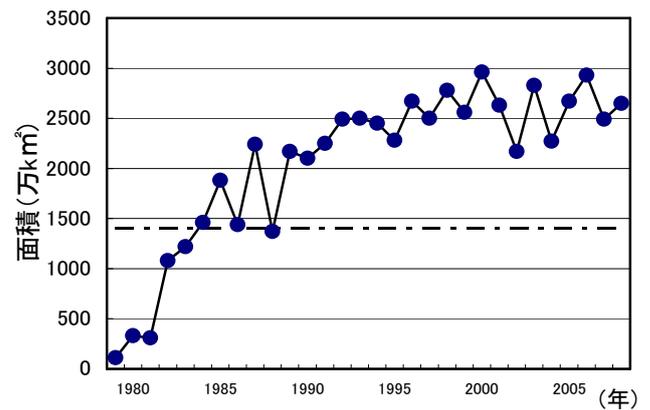
ここで強い紫外線により光分解され、塩素原子や臭素原子を放出し、これがオゾン層を構成するオゾンを連鎖的に破壊していきます。

地球全体のオゾン層のオゾン全量は1980年代

から1990年代前半にかけて大きく減少しており、現在も減少した状態が続いています。

南極域上空では、1980年代初め以降、毎年8～12月にオゾン量が極端に減少するオゾンホールと呼ばれる現象が発生しており、1990年代にかけて規模が急激に拡大し、その後増加傾向は緩やかになっているものの、依然として深刻な状況にあります。(図表1-3-1)

図表1-3-1 南極オゾンホール面積年最大値の推移



(注) 破線は南極大陸の面積を示す

出典) 気象庁ホームページ

(2) 国際的な取組

オゾン層保護は国際的に取組が急務な課題であり、1985年に国際的な枠組を定めた「オゾン層保護のためのウィーン条約」が採択されました(我が国は1988年に加入)。

当条約に基づき、1987年にはオゾン層破壊物質の具体的な規制措置等を定めた「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されました。

モントリオール議定書では、オゾン層破壊物質として、特定フロン(CFC)5物質、ハロン3物質、その他のCFC10物質、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、HCFC40物質、HBFC34物質、ブromokloro、臭化メチルを指定し、生産量及び消費量の段階的削減スケジュールを定めており、図表1-3-2に示す年までに全廃されることとされています。

国内では、1988年に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」が制定され、モ

ントリオール議定書に基づく規制措置が講じられました。

図表 1-3-2 モントリオール議定書による全廃年

	先進国	開発途上国
特定フロン	1996年	2010年
ハロン	1994年	2010年
その他のCFC	1996年	2010年
四塩化炭素	1996年	2010年
1,1,1-トリクロロエタン	1996年	2015年
HCFC	2020年	2030年
HFC	1996年	
ブロモクロロメタン	2002年	
臭化メチル	2005年	2015年

注) HCFCについては、先進国で2030年、開発途上国で2040年まで冷凍空調機器の補充用冷媒に限り、生産・消費することができる。

2. 県の施策展開

(1) フロン類の適正回収の推進

国内では主要なオゾン層破壊物質は全廃されていますが、すでに市中に出回っている家庭用電気冷蔵庫、カーエアコン及び業務用冷凍空調機などに充填されたフロン類の回収・処理が大きな課題となっています。

そのため、家庭用冷蔵庫・冷凍庫及び家庭用エアコンについては家電リサイクル法により、業務用冷凍空調機器についてはフロン回収破壊法により、カーエアコンについては自動車リサイクル法により、それぞれの製品に含まれるフロン類の回収破壊が義務付けられました。

さらに、現在、回収率が3割程度と低い水準に留まっている業務用冷凍空調機器のフロン類に

ついて、その回収率の向上等を目的として、19年10月に改正施行されたフロン回収破壊法により*行程管理制度が導入され、フロン類の回収の強化が図られました。

県内のフロン回収量は図表 1-3-3 のとおりです。

回収量は年々増加しており、21年度の回収量は20年度に比べると、全体で4.3%増えました。

フロン類の適切な回収と適正な行程管理制度運用の確認のために、毎年フロン回収破壊法に基づく第一種フロン類回収業者への検査を行っています。

さらに、カーエアコンからのフロン回収についても自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の立入検査に併せて確認を行いました。

なお、22年4月現在、第一種フロン類回収業者の登録事業者件数は1,641件となっています。

(2) オゾン層保護、フロン対策に関する啓発の実施

オゾン層保護対策推進月間(9月)にあわせて、市町村にポスター・チラシなどを配布するほか、県ホームページで情報提供を行うなど、県民・事業者に対し、廃家電の適正処理やフロン回収・オゾン層保護の重要性について啓発を実施しています。

図表 1-3-3 フロン回収量 (平成 18~21 年度 ; 千葉県)

(単位 : トン)

回収した機器の種類 (適用法)	18年度	19年度	20年度	21年度	21年度の内訳		
					CFC	HCFC	HFC
業務用冷凍空調機器 (フロン回収破壊法)	120	118.2	132.2	137.8	5.35	107.9	24.6
自動車用エアコン (フロン回収破壊法)	0.234	0.00745	0	0	0	—	0
自動車用エアコン (自動車リサイクル法)	49.7	35.6	34.8	41.2	4.1	—	37.1
家庭用冷蔵庫、エアコン (家電リサイクル法)	59.2	71.4	73.8	72.1			
合計	229.1	225.2	240.8	251.1			

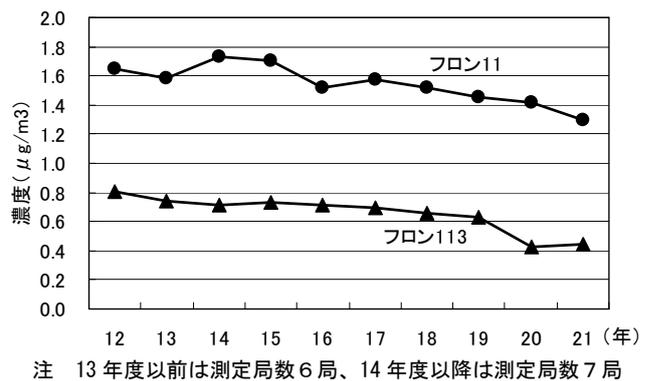
(注) 家庭用冷蔵庫、エアコンの回収量は推計値

(3) 大気中のフロン濃度の常時監視

国ではオゾン層破壊物質の大気中濃度を継続監視しており、その結果は、北半球中緯度地域(北海道の観測地点)において、特定フロンは横ばい又は減少している一方で、その代替物質であるHCFC類が急速に増加しています。

県においても元年度から、特定フロンのうちCFC-11、CFC-113の濃度調査を県内7地点で実施しており、結果は図表 1-3-4 のとおりでした。

図表 1-3-4 特定フロンの濃度調査結果



3. 環境基本計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
フロン類の不適合処理事案の発生数	輸送中のフロンガスの漏出やフロン類を含む電気機器の不法投棄事例が見受けられます。 (18・19年度)	輸送中のフロンガスの漏出はありませんでした。 (廃家電の不法投棄件数は調査中)	無くします (毎年度)

《評価》

輸送中のフロンガスの漏出事例はなかった。廃家電の不法投棄件数、フロン回収量については調査中であるが、今後の施策の推進により目標の達成は可能。

家電リサイクル法に基づく廃家電(家庭用冷蔵庫及びエアコン)の不法投棄台数は減少しており、フロン回収破壊法・自動車リサイクル法・家電リサイクル法に基づくフロン回収量は増加傾向にあります。今後も引き続き目標の達成に向け、施策に取り組みます。